

甲府市議会業務継続計画（甲府市議会BCP）

令和5年2月15日

1. 「甲府市議会業務継続計画（甲府市議会BCP）」策定の背景

平成23年3月、東日本大震災の発生により東北各地に甚大な被害がもたらされた。被災地域では、津波や停電など震災による混乱によって議会の機能不全となった地方議会も数多くあり、また、同時に起こった福島第一原子力発電所事故によって、周辺地域に長期にわたる避難指示が発出され、通常の議会機能の維持・継続が著しく困難な状況となった。

また本市を襲った平成26年2月の豪雪では、一晩で110cmを超える記録的な積雪となり、人命、家屋、農作物、交通網等に大きな被害が生じ、それによる混乱は2週間ほど続いた。

これらの経験から、本市議会では、平成29年2月に「甲府市議会における大規模災害発生時の対応要領」を制定した。これは、大規模災害が発生した際、議長が議会災害対策支援本部を設置し、市対策本部と連携を図り、本市の災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るために必要な事項を定めたものである。この対応要領の制定により、大規模災害時の議会の支援体制と議員の行動基準が明確化され、緊急的かつ的確な災害対応が可能となった。

そして、令和2年、新型コロナウイルスの世界的な感染爆発が起こった。コロナ禍において、身体的距離の確保、リモート会議の推進などの感染症対策が進められた結果、「新しい日常」という言葉のとおり、社会生活の大きな変容が加速することとなった。加えて、令和4年2月、ロシアによる一方的なウクライナ侵攻がはじまり、世界的な緊張が高まると、安全保障の重要性はもとより、戦争等の有事に対する想定の実効性が認識される状況になっている。

そこで、令和4年、本市議会では、我々を取り巻く情勢、社会の変化、時代の要請を踏まえる中で、これまでの「甲府市議会における大規模災害発生時の対応要領」に加え、大規模災害時等に議会機能を継続するための「甲府市議会業務継続計画（甲府市議会BCP）」（以下「議会BCP」という。）を新たに策定することとした。

2. 議会BCPの目的

議会は、二元代表制のもと住民の福祉の増進を実現するため、合議制の議事機関として本市の意思決定を行うとともに、執行機関の監視・評価、多様な市民意見を集約し市政に反映させるという重要な機能を担っており、この機能は、大規模災害時等にあっても決して揺らぐものであってはならない。このことから議会BCPは、大規模災害時等においても議会の機能を発揮できるよう、議会機能の継続を図ることを目的とする。

3. 甲府市議会における大規模災害発生時の対応要領との関係

議会BCPと「甲府市議会における大規模災害発生時の対応要領」は、本市議会の大規模災害発生時等における対応の両輪をなすものである。対応要領は、災害対策活動の支援とともに議員自ら

が迅速かつ適切な対応を図るための必要な事項を定めたものであり、議会BCPは、議会運営の継続を図るための議会の行動等について定めたものである。

4. 議会BCPの発動

議会BCPは、大規模災害時等において議長の宣言によって発動するものとし、議会BCPが発動された場合、議長は速やかに全議員へ周知するものとする。ただし、議長に事故^{*1}があるとき又は議長が欠けた^{*2}ときは、議会BCPの発動における宣言を代理者が行う。

※1 事故（病気、旅行、除斥などやむを得ない理由で一時的に議長の職務をとることができない状態）

※2 欠けた（死亡、辞職等により在任していない状態）

（代理者の順位）

議長に事故があるとき又は議長が欠けたとき、議会BCPにかかわる代理者の順位は、次のとおりとする。

①副議長 → ②議会運営委員長 → ③期別年齢順上位議員

5. 議会BCP発動時の議会の行動

議会BCP発動時において議会は、次の【市議会継続業務一覧】をもとに優先度の高い業務から取り組むものとする。

【市議会継続業務一覧】

優先度：高	優先度：中	優先度：低
<ul style="list-style-type: none">議場等の確保に関わること本会議の開催及び議案処理に関わること	<ul style="list-style-type: none">請願、陳情等に関わること	<ul style="list-style-type: none">市政一般に関する質問に関わること常任委員会所管事務調査に関わること

<具体的な対応（定例会会期中）>

①議長は、議場等の使用の可否の確認を行う。

⇒議長は、議場等が使用できない状態にある時は、執行機関等と協議し、代替議場等の確保に努める。

②議長は、定例会に提案されている議案又は災害に伴って追加提案される議案等の優先度について、執行機関に確認を行うとともに、執行機関の職員の会議への出席について、執行機関と協議・調整を行う。

〔 執行機関の会議への出席は、会議の開催要件とはされていないことから、執行機関が欠席する状況下でも会議の開催は可能。 〕

- ③議会運営委員長は、速やかに定例会の会議運営について議長と協議・検討を行う。
(下記「議会運営委員長と議長の協議・検討事項(例)」を参考)
- ④議会運営委員長は、議長との協議により会議運営上の変更が必要と判断した場合は、速やかに議会運営委員会を招集する。
- ⑤議会運営委員会は、速やかに議決する必要がある議案を中心に、議決するための本会議をどのように開催するかを検討する。
- ⑥議長は、議員全員に議場への参集を要請し、本会議を開催する。

議会運営委員長と議長の協議・検討事項(例)

(本会議運営)

- ・会期の変更(繰り上げ又は延長)
- ・休会日における会議の開催
- ・議案が委員会に付託される前においては、委員会付託の省略
(本会議で必要な議案説明等を行い、採決する。)
- ・議案が委員会に付託されたが委員会を開催する前においては、本会議で委員会付託の撤回
(本会議で討論、採決を行う。)
- ・(議長及び副議長が欠けた場合) 正・副議長選挙の実施

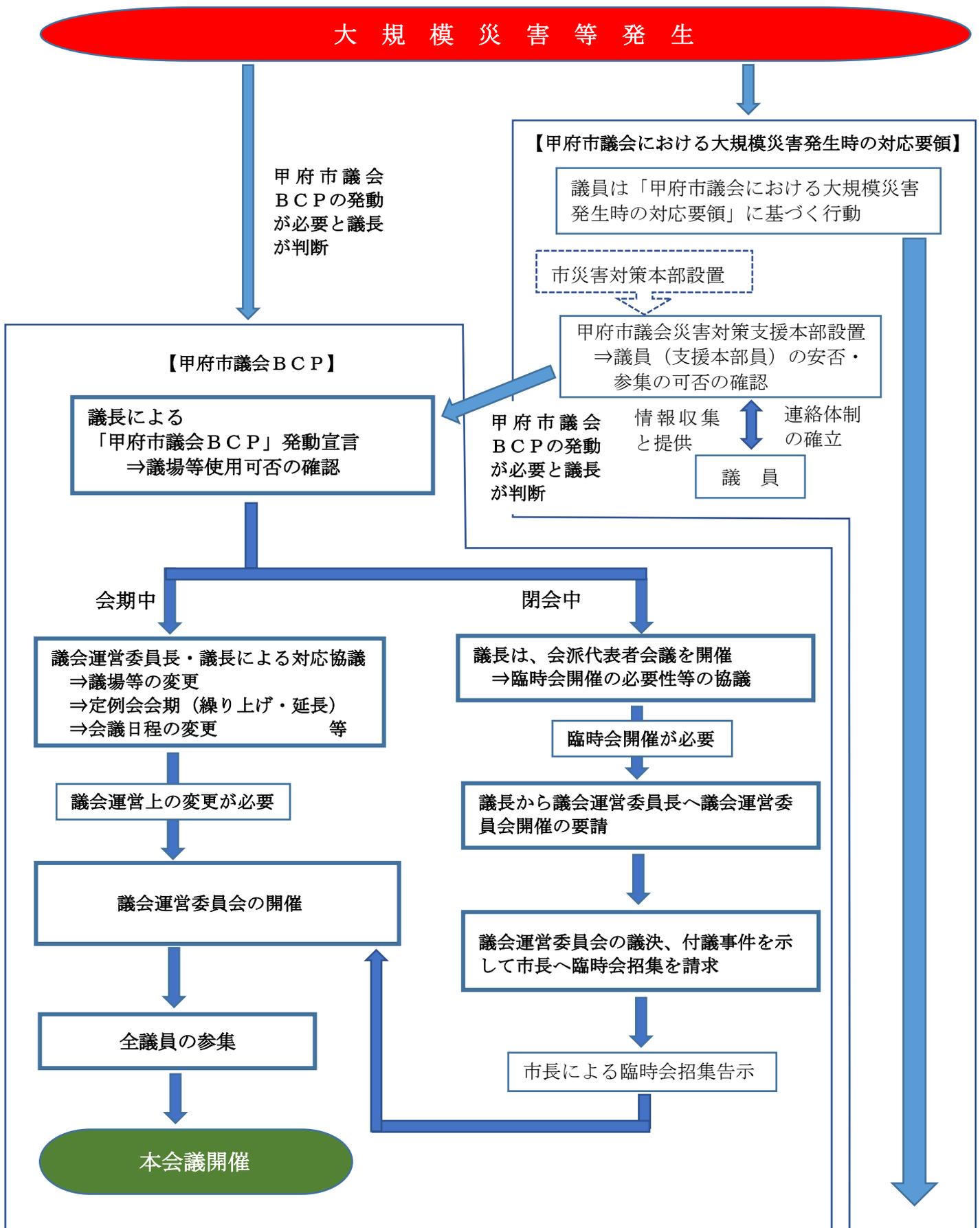
(委員会運営)

- ・請願者による説明の省略
- ・所管事項調査の省略

<具体的な対応(定例会閉会中)>

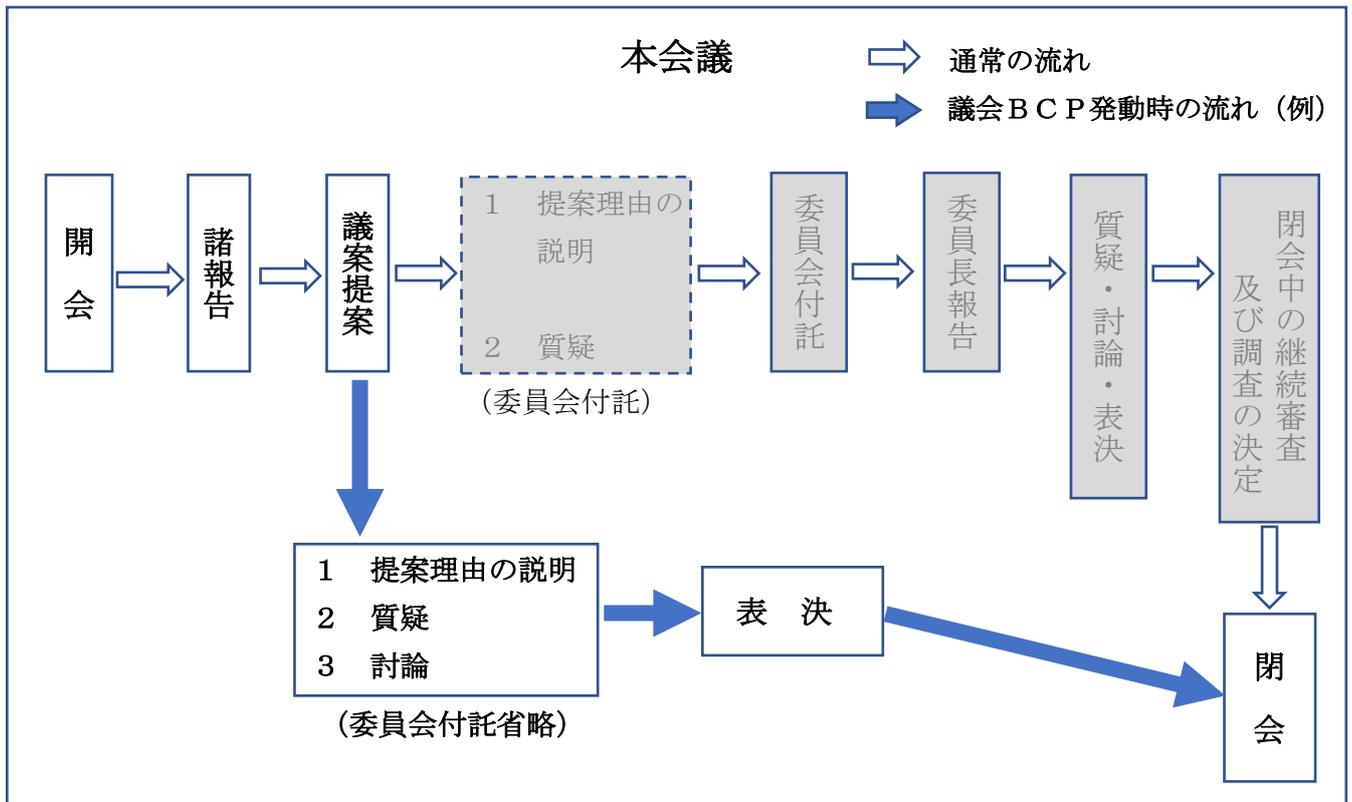
- ①議長は、議場等の使用の可否の確認を行う。
⇒議長は、議場等が使用できない状態にある時は、執行機関等と協議し、代替議場等の確保に努める。
- ②議長は、会派代表者会議を開催し、臨時会開催の必要性等について協議を行う。
- ③会派代表者会議において、臨時会を開催する必要があると判断した場合は、議長は、議会運営委員長に議会運営委員会の開催を要請し、議会運営委員会の議決を経て、付議事件を示して市長に対し臨時会の招集を請求する。
(ただし、議会運営委員会の開催ができない場合は、議員定数の4分の1以上の議員が連署し、付議事件を示して市長に対し臨時会の招集を要請する。)

【議会の行動フロー】

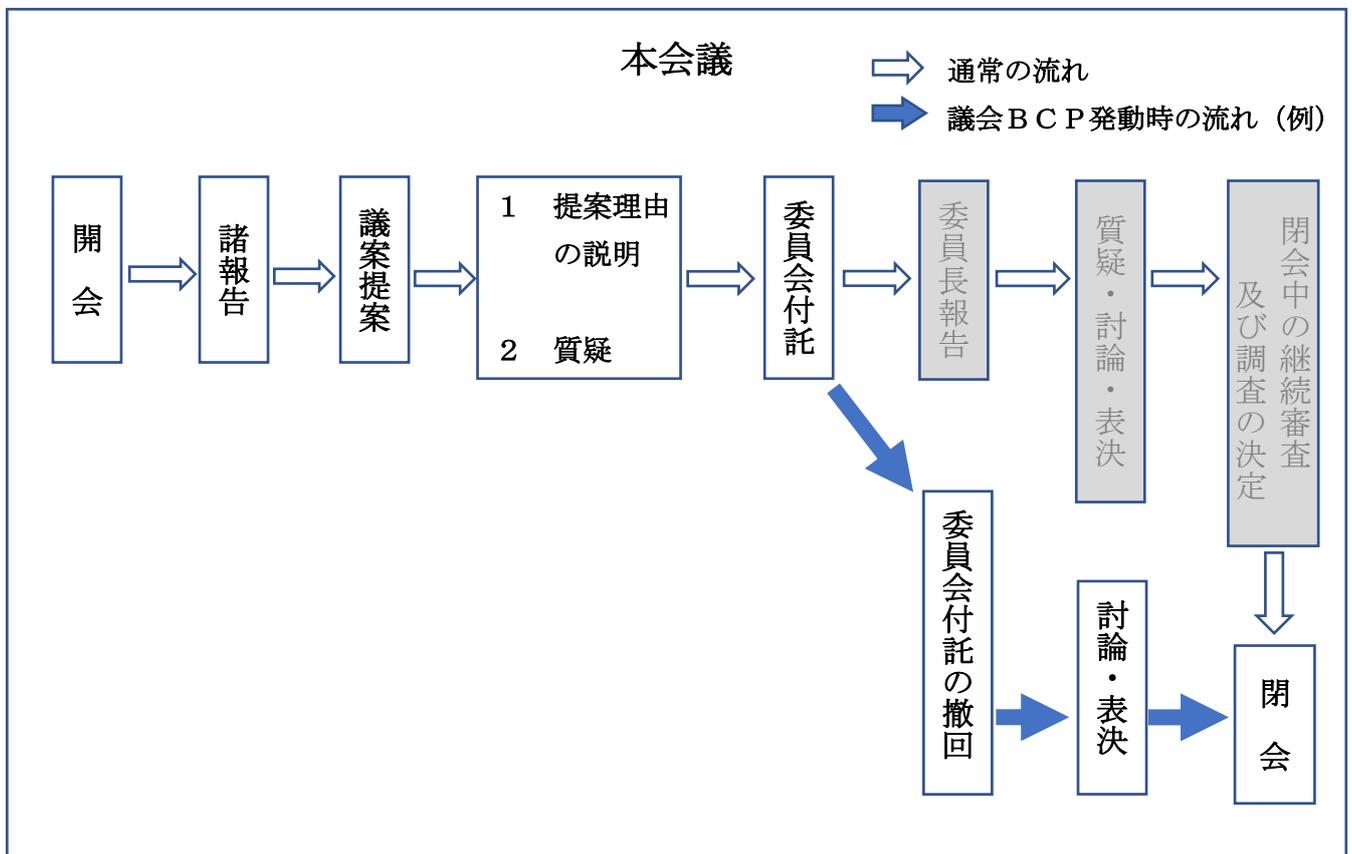


(参考) 本会議・委員会運営 (例)

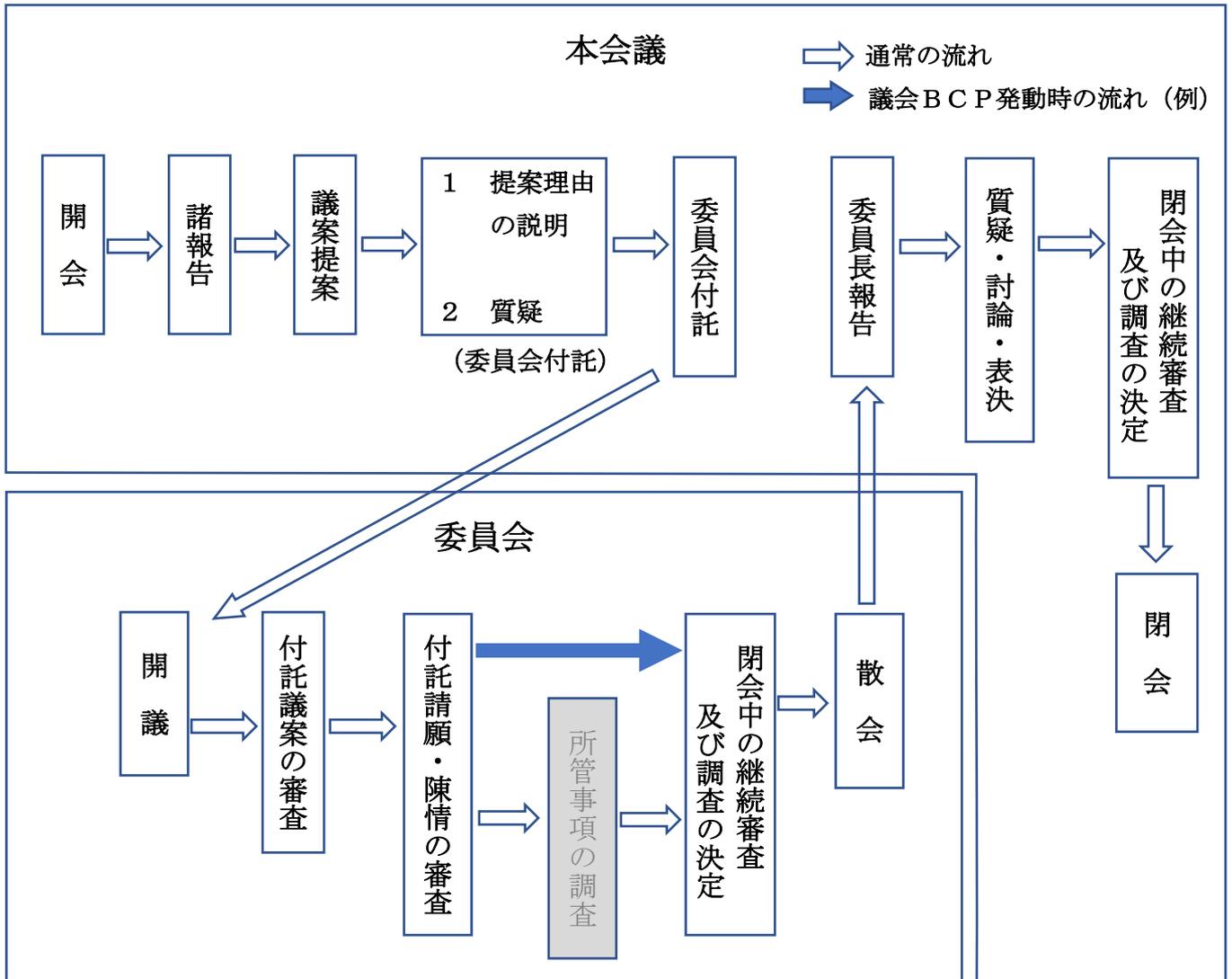
①議案の委員会付託前 (委員会付託を省略する場合)



②議案の委員会付託後、委員会審査前 (委員会付託を撤回し、委員会付託を省略する場合)



③議案の委員会付託後（委員会を開催する場合）



6. 議会BCPの解除

議会BCPは、議長の宣言によって解除されるものとし、議会BCPが解除された場合、議長は速やかに全議員へ周知するものとする。

7. 計画の運用

- ・議員は、日頃から議会BCPについて理解を深め、議会BCP発動時に計画に則った行動をとれるようにしておく。
- ・議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。